平成２８年（フ）第２２３号
滋賀県野洲市近江富士１丁目８番11号、前住所滋賀県東近江市蒲生堂町328番地177
債務者　酒井　健大
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２８号
大津市本堅田４丁目１番12号
債務者　仲　　麻美
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３４号
大津市仰木の里東１丁目12番25号　カーサ21102号室
債務者　上坂　泰人
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄1167番地１
債務者　森村　高行
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４４号
大津市今堅田２丁目40番27―802号
債務者　甲斐加代子（旧姓本多・柳ヶ瀬）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７４号
広島市安佐南区中筋３丁目21番37―203号
債務者　大川　美奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４７号
広島県大竹市新町１丁目８番18の204号　ダイアパレススペインアヴェニュー大竹駅前
債務者　田中　圭子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５８号
広島市佐伯区三宅３丁目２番21―102号
債務者　中谷　幸久
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８５号
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―509号
債務者　村上　雅雄
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８号
愛媛県松山市安城寺町48番地１
債務者　濵田　藤子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
愛媛県松山市みどりケ丘16番９―２号
債務者　谷口小百合
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７４号
愛媛県松山市久万ノ台1255番地１
債務者　河野　　剛
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８１号
愛媛県松山市清住２丁目1154番地３
債務者　小島　光惠
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９２号
愛媛県新居浜市萩生2376番地の28
債務者　森高　　博
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第９３号
愛媛県新居浜市萩生2376番地の28
債務者　森高ヒデ子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第４１号
愛媛県宇和島市保手１丁目４番１号　フラッツァ　テスタ保手102号室
債務者　川上めぐみ
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第６１号
福岡県田川市大字弓削田2985番地２
債務者　七俵　為人
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２８２号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅３棟104号
債務者　長田とく子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係